

2015年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2015年4月1日～2016年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度～2009年度) 50%以上(2010年度～2014年度) 70%以上(2015年度～)	85%以上
	実績	97.5%	93.3%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 ※4	164,844 台	取外回収台数	18,352 台	CFC 引取台数	2,742 台
	委託全部利用投入解体自動車台数 ※5	8,428 台	車上作動台数	109,881 台	HFC 引取台数	144,366 台
			一部取外回収／一部車上作動台数	1,776 台		
合計	173,272 台	合計	130,009 台	合計	147,108 台	
引取量	ASR 引取重量①	26,482.8 t	取外回収個数	40,779 個	CFC 引取重量	467.9kg
	委託全部利用引渡ASR相当重量②	1,452.7 t	車上作動個数	320,103 個	HFC 引取重量	37,313.1kg
	合計	27,935.5 t	合計	360,882 個	合計	37,781.0kg
再資源化重量	再資源化施設 ※6 ASR投入重量 ③	26,482.8 t	再資源化施設引取重量⑦	27,052.8 kg	_____	
	再資源化施設 ASR排出残さ重量④	653.1 t				
	委託全部利用投入ASR相当重量⑤	1,452.7 t	再資源化重量⑧	25,251.6 kg		
	委託全部利用排出残さ重量⑥	39.1 t				
	合計 (③-④) + (⑤-⑥)	27,243.3 t				

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合計	内訳		
			内 フロン類	内 エアバッグ類	内 ASR
収入	払渡しを受けた預託金の額	1,757,742,440 円	341,249,273 円	296,125,760 円	1,120,367,407 円
	内 預託金利分	180,531,936 円	—		
支出	再資源化等に要した費用	-1,409,412,422 円	-263,000,170 円	-233,849,899 円	-912,562,353 円
	内 社内費用（人件費）	-11,977,656 円	—		
	内 社内費用（システム費）	-2,816,569 円	—		
収 支		348,330,018 円			

（参考）再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用	-79,275,110 円	—
ASRリサイクル関連費用	-27,433,639 円	—
合 計	-106,708,749 円	—
メーカーとしてのリサイクル全体収支	241,621,269 円	—

[注記]

※1. ASR（=Automobile Shredder Residue）とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ。

※2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量③} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量④} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量⑤} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量⑥} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{ASR 引取重量①} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量②} \end{array} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量⑧} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦} \end{array} \right]}$$

※3. CFC（=特定フロン CFC12）・HFC（=代替フロン HFC134a）はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。

※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。

※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。

※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。